

特別養護老人ホーム ひまわり 港南台  
指定（予防）短期入所生活介護  
重要事項説明書  
（空床利用型）  
（2024年4月1日現在）

社会福祉法人 育生会

## 1. 施設の概要

### (1) 施設の名称等

法人名 社会福祉法人 育生会 理事長 碓井 義彦  
施設名称 特別養護老人ホーム ひまわり港南台  
開設年月日 2019年5月1日  
所在地 〒234-0055 横浜市港南区日野南3-7-10  
施設長 高田 修嗣

### (2) 関連施設の概要

特別養護老人ホーム よつば苑  
グループホーム かぐやひめ  
グループホーム たまてばこ  
介護老人保健施設 ユトリアム  
一般財団法人 育生会 横浜病院

(同グループ内に在宅向けのサービス事業所があります)

## 2. 施設の内容

### (1) サービスの種類及び基本方針

ユニット型短期入所生活介護（空床利用型）  
介護保険指定事業者番号 1473102828

ユニット型指定短期入所生活介護の事業は、利用者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、ユニットにおいて利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族等の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とした施設です。

#### 運営方針

施設サービスは利用者が、その有する能力に応じて自らの生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、短期入所生活介護施設サービス計画に基づき、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして施設サービスを行います。

### (2) 施設の職員体制（入居者数により職員数は前後します。）

	常勤換算	業務内容
施設長	1名	施設の統括、管理業務
医師	必要数	利用者の診察、健康管理及び保健衛生指導

看護職員	4名	利用者の診療の補助及び看護並びに保健衛生管理
介護職員	60名	利用者の日常生活の介護、援助
生活相談員	3名	利用者または家族等の生活相談、面談、身上調査並びに利用者処遇の企画及び実施
介護支援専門員	3名	施設サービス計画書の作成、実施状況を把握、計画の変更等
管理栄養士	1名	栄養に関する各種計画の策定、療養食の提供、栄養量計算及び食事記録、調理員の指導等の食事業務全般並びに栄養指導
機能訓練指導員	2名	日常生活を営むのに必要な機能の改善、又はその減退を防止するための訓練
事務職員	2名	庶務及び会計業務

※入居者数により職員数は前後します。介護保険の人員基準を上回る人員を採っています)

#### 介護老人福祉施設

- 定員：180名
- ユニット数：18（ユニットあたりの定員数は10名）

#### （介護予防）短期入所生活介護

- 空床利用型

### （3）施設の設備の概要

定員	空床利用型	医務室	1室	
居室	個室（ユニット型）	1室あたり：12.84㎡	看護ステーション	1室
			共同生活室	1室
浴室	一般浴槽と特殊浴槽があります	地域交流スペース	3室	

居室の決定方法につきましては、利用者の心身の状況等と部屋の空き状況により、施設が決定します。また、状況の変化に応じて居室を変更する場合があります。

## 3. サービス内容

短期入所生活介護サービス計画書の作成	利用者及び家族等の意向を踏まえた上で、生活に対する意向・総合的な援助方針・課題・目標・サービス内容を施設サービス計画書において作成
食事	原則、ユニット内共同生活室で食していただきます （時間は目安です） ・朝食：7時30分～ ・昼食：12時00分～ ・夕食：17時30分～
入浴	一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には、特別浴槽で対応します。週に2回以上利用していただきます。ただし、利用者の身体の状況に応じて清拭対応となる場合があります。

健康管理・看護	利用者に必要な健康管理・診察・処置・対応を行います
介護	施設サービス計画に基づき、日常生活の支援を行います
相談援助サービス	利用者及び家族等への相談・援助・生活上の相談を行います
利用者が選定する特別な食事の提供	追加食、利用者の希望に沿った食事の提供、行事に使用する食事の提供等
理美容サービス	希望に応じて外部業者に委託し、カットやパーマ等を行います。事前に相談下さい
その他	保険外一部負担金は利用者の選定となります。詳しくは相談下さい

#### 4. 協力医療機関

当施設では、下記の医療機関や歯科医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いしています。

##### 【協力医療機関】

- 名称：医療法人 裕徳会 よこはま港南台地域包括ケア病院  
住所：横浜市港南区日野南3-7-14  
電話：045-835-2000
- 名称：医療法人 裕徳会 港南台病院  
(2023年4月1日から2023年9月30日まで休院)  
住所：横浜市港南区港南台2-7-41  
電話：045-831-8181
- 一般財団法人 育生会 横浜病院  
住所：横浜市保土ヶ谷区狩場町200-7  
電話：045-712-9921
- 公益財団法人 紫雲会 横浜病院  
住所：横浜市神奈川区神大寺3-1-12  
電話：045-491-2661

##### 【協力歯科医療機関】

- 一般財団法人 育生会 横浜病院  
住所：横浜市保土ヶ谷区狩場町200-7  
電話：045-712-9921

##### ※緊急時の連絡先

緊急の場合には「緊急連絡先」に記入いただいた連絡先に連絡します。

利用者の容態に変化（急変）等があった場合には、医師に連絡する等、必要な処置を講ずる他、家族等へ速やかに連絡します。病状によっては、施設に再入居できず、入院継続が必要な場合があります。

また、利用者の方々の安全に充分配慮して入居生活の支援をしますが、生活の中においてのリスクが考えられます。想定されるリスクとしては移動、移乗の際の転倒・転落、食事中の誤嚥・誤飲、離脱、インフルエンザ・ノロウイルス等感染症の罹患などが考えられます。

施設では事故防止委員会、感染症・食中毒対策委員会を定期的で開催し、未然に防げるような検討を行っておりますが、それでも予期できない事故、事態が発生する可能性があります。そのような事態が発生した場合には、まずは利用者を第一に処置を講ずる他、家族等へ速やかに連絡します。

## 5. 身体拘束について

施設では、原則利用者に対し身体拘束は行いません。ただし、自傷行為の恐れがある等緊急やむを得ない場合には、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為に至ることがあります。

この場合にはその態様及び時間、その際の利用者の心身状況、やむを得なかった理由を説明書に記載し、同意書に記名・押印をいただきます。

## 6. 施設利用にあたっての留意事項

施設を利用するにあたり、生活の場としての快適性・安全性を確保するため、下記の事項の遵守をお願いします。他利用者に対して迷惑・禁止行為を発見した場合は、施設利用ができないことがあります。

皆様のご理解・ご協力をお願いします。

保険証等の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則施設でコピーを預かります</li> <li>・介護保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証（75歳以上の方）、健康保険証（74歳以下の方）、介護保険負担限度額認定証、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、ペースメーカー手帳（お持ちの方）を持参ください</li> </ul>
飲酒・喫煙	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則自由ですが、管理は各ユニットで行います</li> <li>・利用者の喫煙場所は指定の場所をお願いします</li> </ul>
壁の装飾	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居室内の壁に釘や画鋲を使用する場合は、退居時に壁紙の交換などの費用が発生する場合があります</li> </ul>
火気の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則禁止とします（必要時は職員に声かけ願います）</li> </ul>
設備・備品の利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご相談ください</li> </ul>
所持品の管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所持品には全て名前の記入をお願いします</li> <li>・紛失を防ぐため、衣類には全て名前を縫いつけて下さい</li> <li>・名前のない物品の紛失・破損等の事故発生時、当施設は一切責任を負いかねますのでご了承下さい</li> </ul>

金銭・貴重品等の管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則、施設では預かりません</li> <li>・金銭・貴重品等を利用時に持ち込んだ場合の紛失・破損等の事故発生時、当施設は一切責任を負いかねますのでご了承下さい</li> </ul>
外出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外出の場合には、前日の 17 時までに「外出届」を提出して下さい</li> <li>・期限内に届け出があれば、外出時の食事が請求から除外されます</li> </ul>
ラジオ・携帯電話等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特に制限はありません</li> <li>・状況によりイヤホン使用をお願いする場合があります</li> <li>・持ち込む製品には全て名前を記入して下さい</li> </ul>
受診について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用中に受診が必要になった場合は、緊急連絡先へ連絡します</li> <li>・緊急の場合を除き、受診は家族等対応でお願いしています</li> </ul>
禁止事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動は禁止します</li> </ul>
持ち物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用日数分の内服薬は、日にちごとに分けて持参下さい</li> <li>・衣類、歯ブラシ、コップ等の日用品にも全て名前の記入をお願いします</li> </ul>

## 7. 入院した場合の取扱いについて

医療機関受診後、入院が決定した場合、その日より短期入所の利用が中止となります。

荷物を施設に残したまま入院になった場合は、後日お引き取り下さい。その際、荷物を施設でまとめてしまうことがあります。予めご了承下さい。

## 8. 利用の中止及び退居について

利用するにあたり、利用者と施設とで契約を締結後利用となりますが、利用期間中に利用者からの退居及び契約の解除も可能です。

それとは別に施設からのサービスの中止及び契約の解除もあります。施設の契約解除又は中止は以下の通りです。

- ① 利用者が他の介護保険施設（介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院等）を利用した場合
- ② 要介護認定において介護認定審査会の意見が付された認定がされた場合
- ③ 利用者が死亡した場合
- ④ 利用料の遅延、滞納、催促したにも関わらず、2 ヶ月支払いがされない場合
- ⑤ 施設に対して迷惑、背信行為を行った場合
- ⑥ 医療機関への入院が必要となった場合
- ⑦ 嘔吐や下痢、発熱等による感染症の疑いが見られる場合
- ⑧ 施設の事情により、やむを得ず閉鎖・縮小する場合

## 9. 非常災害対策

- 防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、防火扉
- 防災訓練 年2回

## 10. 個人情報の取り扱いについて

施設とその職員は、業務上知り得た情報、利用者又は家族等に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。

【使用する目的】

- 利用者に関わるサービスが、円滑にサービス提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供のため
- 医療機関、福祉事業所、介護支援専門員、介護サービス事業所、自治体（保険者）、その他社会福祉団体等との連絡調整のため
- その他サービス提供で必要な場合
- 上記各号関わらず緊急を要する時の連絡等の場合

## 11. 要望及び苦情の相談窓口

当施設では、相談や苦情等の受付として「苦情解決責任者 高田 修嗣」及び「施設における窓口 石川 淳司」宛になります。

また、各フロアに「ご意見箱」を備えており、全ての施設職員が対応しますので、お気軽にお申し出下さい。お寄せ頂いた「ご意見」は、苦情対応・業務改善委員会にて速やかに対応します。

その他、市町村相談窓口においても、相談・苦情を受け付けております。

- 特別養護老人ホーム ひまわり港南台 苦情解決責任者 高田 修嗣  
施設における窓口 石川 淳司  
住所：横浜市港南区日野南3-7-10  
電話：045-830-3710

【市町村窓口】

- 横浜市健康福祉局 高齢健康福祉部高齢福祉課  
住所：横浜市中区本町6-50-10  
電話：045-671-4119
- 横浜市福祉調整委員会事務局（横浜市健康福祉局相談調整課）  
住所：横浜市中区本町6-50-10  
電話：045-671-4045
- 神奈川県国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護苦情相談係  
住所：横浜市西区楠町27-1

電話：045-329-3447

- 港南区役所

住所：横浜市港南区港南4-2-10

電話：045-847-8321

## 12.面会について

面会時間 平日・土日・祝日 9：00～20：00

※高齢者の心身状態は年を追うごとに変化することが多く見られます。また、思わぬ事態で家族等の状況が変わり困ってしまうことなどが起こる場合もあります。ご利用にあたり何かと困りごと心配ごとなどがありましたら、お気軽に生活相談員までご相談下さい。



## ショートステイ料金表（介護予防含む）

### 1. 利用料金表（1日あたり）

施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります）

	基本報酬 (単位)	加算 ★ (単位)	単位合計 (1日)	処遇改善 加算 (I)	特定処遇 改善加算 (I)	ベース アップ等 支援加算	1割負担 (円)	2割負担 (円)	3割負担 (円)
要支援 1	529	30	559	月合計 単位数 の 8.3%	月合計 単位数 の 2.7%	月合計 単位数 の 1.6%	685	1369	2,053
要支援 2	656	(1日)	689				844	1,687	2,530
要介護 1	704	48 (1日)	752				921	1,841	2,762
要介護 2	772		820				1,005	2,009	3,013
要介護 3	847		895				1,096	2,192	3,287
要介護 4	918		966	1,183	2,366	3,548			
要介護 5	987		1,035	1,268	2,535	3,803			

\*1 単位は約 10.88 円です。端数処理の関係で多少の誤差が生じます。おおよその目安として下さい。

### 2. その他サービス加算内訳（単位）※は要介護1～5（要支援1・2は含まない）

★機能訓練指導体制加算	12	常勤・専従の機能訓練指導員を配置していること	1日
※★夜勤職員配置加算（Ⅱ）	18	夜勤職員の最低基準+1名分の人員を多く配置していること	
★サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18	介護職員のうち、介護福祉士の割合が60%以上配置されていること	

### 3. 対象者のみ係るサービス加算（単位）

若年性認知症利用者受入加算	120	受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、特性やニーズに応じた介護サービスを提供すること	1日
送迎加算	184	事業所と居宅の間の送迎を行うこと	片道

### 4. 今後、施設の整備が進みしだい追加予定のその他サービス加算（単位）

看護体制加算（Ⅰ）	4	常勤の看護師を1名以上配置されていること	1日
療養食加算（1日に3回を限度）	8	食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理され、入居者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の提供が行われていること	1回
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに	1月

		基づいた改善活動を継続的に行っていること	
--	--	----------------------	--

## 5. 介護保険外で係る費用（1日あたり）（円）

居住費	2,006	熱水費（基本）、修繕・維持費用等。介護保険負担限度額認定証持参の方は認定証に記載されている費用。 （第1段階：820円 第2段階：820円 第3段階：1,310円）	
食費	1,445	食事代内訳（朝食：305円 昼食：570円 夕食：570円） 介護保険負担限度額認定証持参の方は認定証に記載されている費用（第1段階：300円 第2段階：390円 第3段階①：650円 第3段階②：1,360円）	
*テレビ使用料	100	テレビは施設でご準備いたします	1日
趣向的活動費	実費	レクリエーションやクラブにおいての物品購入代	1回
特別食	実費	嗜好品や外注食に係る飲食代	
理美容費	実費	カット カット&カラー カット&パーマ パーマのみ 顔そりのみ	
特別行事費	実費	外出など特別な行事を提供する時の費用	
複写費	10	コピーを使用した場合の費用	1枚
写真代	50	写真現像にかかる費用	

\*テレビ以外の電化製品につきましては、ご相談の上料金を決定いたします

## 6. 内訳をもとにして、1日におおよそかかる費用

（施設サービス費、その他サービス加算、居住費・食費で係る費用を合わせてあります）（円）

	第1段階 1割負担金額	第2段階 1割負担金額	第3段階① 1割負担金額	第3段階② 1割負担金額	第4段階 1割負担金額	第4段階 2割負担金額	第4段階 3割負担金額
要支援1	1,805	1,895	2,645	4,136	4,136	4,820	5,504
要支援2	1,964	2,054	2,804	4,295	4,295	5,138	5,981
要介護1	2,041	2,131	2,881	4,372	4,372	5,292	6,213
要介護2	2,125	2,215	2,965	4,456	4,456	5,460	6,464
要介護3	2,216	2,306	3,056	4,547	4,547	5,643	6,738
要介護4	2,303	2,393	3,143	4,634	4,634	5,817	6,999
要介護5	2,388	2,478	3,228	4,719	4,719	5,986	7,254

## 7. 支払方法

- 毎月15日までに、前月分の請求書と前々月分の領収書（ご利用がある場合）を郵送にて発行します。
- その月の施設の期日指定日（27日）までにお支払いください。
- 支払い方法は原則自動口座引落とし及び振込でお願いしております。
- 請求書及び領収書はご本人及びご家族等から指定されたご住所へ郵送いたします。
- 領収書の再発行は行いませんので、大切に保管してください。

年 月 日

特別養護老人ホームひまわり港南台 短期入所生活介護の利用申し込みにあたり、本書面に基  
づき、重要事項の説明をしました。

尚、書類は2部作成し、1部は利用者保管、1部は施設保管とします。

(事業者)

所在地 横浜市港南区日野南3-7-10

事業者名 特別養護老人ホーム ひまわり港南台

説明者 \_\_\_\_\_ (印)

私は、本書面の交付を受け、事業者から短期入所生活介護についての重要事項の説明を受け、  
これらの内容に同意しました。

(利用者)

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

私は、利用者の意思を確認した上で、上記署名を代行しました。

(署名代行者)

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

続柄又は利用者との関係 ( )